



鳥取県公報

令和2年7月3日(金)
号外第66号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 議会規則 鳥取県議会議事規則の一部を改正する規則(1)(議事・法務政策課)・・・・・・・・・・ 2

議 会 規 則

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和

鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第13条の2関係）					別表（第13条の2関係）				
名称	目的	構成員	招集権者	備考	名称	目的	構成員	招集権者	備考
代表者 会議	議会又は議員に関する事項（ <u>法第109条第3項各号</u> に掲げる事項を除く。）について協議又は調整を行う。	略			代表者 会議	議会又は議員に関する事項（ <u>法第109条の2第4項各号</u> に掲げる事項を除く。）について協議又は調整を行う。	略		
議員全 員協議 会	略	<u>全ての</u> 議員	略		議員全 員協議 会	略	<u>すべて</u> の議員	略	
略					略				
政策調 整会議	議員の提案する <u>条例又は意見書等（これらのうち政策条例等</u>	所属議員が議員定数の12分の1以上の会派から選出された議	議長	当該会派以外の各会派の代表者各1名及び会派に属さない議	政策調 整会議	議員の提案する <u>政策条例、意見書等（以下「政策条例等」と</u>	所属議員が議員定数の12分の1以上の会派から選出された議	議長	当該会派以外の各会派の代表者各1名及び会派に属さない議

	<p>検討委員会において協議又は調整を行うものを除く。以下この項において同じ。)について協議又は調整を行う。</p>	<p>員各1名及び当該会派に属さない議員であって条例又は意見書等を提案しようとするものの代表者1名</p>	<p>員(条例又は意見書等を提案しようとする者を除く。)は、当該会議に出席して意見を述べることができる。</p>						
政策条例等検討委員会	<p>議員の提案する政策条例又は政策提言の立案について協議又は調整を行う。</p>	<p>全ての議員</p>	<p>委員長(委員会において委員長が選出されるまでには、議長)</p>						
世話人会	<p>一般選挙後最初に招集される議会の運営等について協議又は調整を行う。</p>	<p>略</p>							
					<p>い)について協議又は調整を行う。</p>	<p>員各1名及び当該会派に属さない議員であって政策条例等を提案しようとするものの代表者1名</p>	<p>員(政策条例等を提案しようとする者を除く。)は、当該会議に出席して意見を述べることができる。</p>		
世話人会	<p>一般選挙後最初に招集される議会の運営等に関する協議又は調整を行う。</p>	<p>略</p>							

附 則
この規則は、公布の日から施行する。